

# 一般社団法人日本応用地質学会 事務所拡充積立金運用規程

平成22年 5月 21日 制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）の規則第65条十三の事務所拡充積立金（以下「本積立金」という）の管理・運営を行うことを目的とする。

(積立金の原資)

第2条 本積立金の原資は、次の各号によるものとする。

- 一 この法人の会計の剰余金
- 二 寄付金
- 三 その他

(積立金の使途)

第3条 本積立金は、原則として事務所の拡充又は移転に係わる事業に用いるものとする。

(積立金の管理・運営)

第4条 本積立金の管理・運営は、規則第65条十三により、理事会が行うものとする。

(内規)

第5条 この規程を施行するために必要な内規は、別にこれを定める。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第1条 この規程は、理事会の承認（平成22年5月21日）をもって施行する。

②この規程の改訂及び廃止は、理事会の承認を得なければならない。